

令和7年（2025年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和7年6月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年6月3日（火）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長 補 佐	佐々木 猛
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤 羽 寮 長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	奥 川 賀 夫

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

9 番 太 田 哲 生	10 番 瀧 本 攻
-------------	------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議場でのタブレットの使用を許可しますが、使用の範囲はサイドブックスの使用のみとさせていただきます。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

令和7年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月3日、火曜日、9時30分、本会議。開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。

第2日、6月4日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、6月5日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、6月6日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第5日、6月7日、土曜日、休日。

第6日、6月8日、日曜日、休日。

第7日、6月9日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、6月10日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第9日、6月11日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第10日、6月12日、木曜日、休会。予備日。

第11日、6月13日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会があります。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和7年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月3日（火曜日）9時30分開議

- | | |
|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第40号 | 紀北町税条例の一部を改正する条例 |
| 第6 議案第41号 | 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第7 議案第42号 | 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第8 議案第43号 | 紀北町木材乾燥機場条例の一部を改正する条例 |
| 第9 議案第44号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第10 議案第45号 | 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について
(令和7年度分) |
| 第11 議案第46号 | 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）請負変更契約の締結について |
| 第12 議案第47号 | 中学校生徒用端末購入契約の締結について |
| 第13 議案第48号 | 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号） |
| 第14 報告第1号 | 令和6年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第15 報告第2号 | 令和6年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について |
| 第16 報告第3号 | 専決処分の報告について |

以上でございます。

入江康仁議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 太田哲生議員

10番 瀧本 攻議員

のご両名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月3日から6月13日までの11日間といたしたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月3日から6月13日までの11日間とすることに決
定をいたしました。

日程第3

入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る5月27日に議会運営委員会が開催され、6月定例会に係る運営等について協議が行わ

れました。その確認事項等についてご報告を申し上げます。

まず、付議事件であります。

本定例会に提出され、受理した案件は、条例改正及び補正予算等の議案が9件、報告案件が3件の計12件となっております。

次に、一般質問についてであります。5月20日から26日までの提出期間内に6人の議員から通告書が提出されました。日程については、10日火曜日に3人、11日水曜日に3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和6年度2月、3月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、慶弔関係であります。昨年9月にご逝去されました元海山町議会議員の北村藤生氏が、生前のご功績により、旭日単光章を受章されましたので、ご報告を申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、松島教育長、加藤監査委員、その他の関係課長等の出席がありましたので、ご報告をいたします。

また、水谷総務課長が所用で本定例会中の会議を欠席するため、佐々木総務課課長補佐を代理として出席させることを許可いたします。

次に、会議における服装についてであります。

9月30日までの会議は、クールビズを実施することにいたしております。ただし、本会議については、上着・ネクタイを着装することといたします。常任委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施いたします。

なお、ワイシャツについては華美なものは避けることをお願いいたします。

また、議員バッジについては、本会議はつけることとし、その他、委員会等では義務づけないことといたします。

次に、常任委員会の開催についてであります。

6月4日と5日の2日間で常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4

入江康仁議長

次に、日程第 4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本議会定例会に当たりまして、1 件の行政報告をさせていただきます。

令和 6 年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

このたび、令和 6 年度における各会計別の決算額及び繰越額が決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額は118億8,042万5,168円、歳出決算額が112億2,477万5,590円、差引 6 億5,564万9,578円が繰越額となり、このうち繰越明許費により、翌年度へ繰り越すべき財源2,492万2,926円を差し引いた実質収支につきましては、6 億3,072万6,652円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が1,823万9,705円、介護サービス事業特別会計の繰越額は742万8,777円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は5,395万4,988円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が1,717万2,076円で、このうち消費税相当額の976万7,987円を差し引いた純利益は740万4,089円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が 1 億2,093万5,807円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

以上 1 件をご報告いたしまして、6 月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

ます。よろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5～日程第13

入江康仁議長

お諮りいたします。

日程第5 議案第40号から日程第13 議案第48号までの9件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第13までの9件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第40号 紀北町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。保険医療機関における福祉医療費受給資格証の提示に係る取扱いの変更に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるも

のであります。

議案第43号 紀北町木材乾燥機場条例の一部を改正する条例であります。利用料金の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第45号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について（令和7年度分）であります。矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第46号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）請負変更契約の締結についてであります。汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第47号 中学校生徒用端末購入契約の締結についてであります。中学校生徒用端末の更新に伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,709万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6,357万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、9件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第40号の説明を求めます。

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

おはようございます。

それでは、議案第40号についてご説明させていただきます。

議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第40号 紀北町税条例の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方税法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正の内容について説明させていただきます。

今回の改正は、令和 7 年度税制改正を受けて、所得税同様に個人住民税においても特定親族特別控除を創設することや、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定の新設を含めた、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が改正されたこと、納税通知書等が未送達の場合に行う公示送達的手段にインターネットを用いることを可能とする規定の整備でございます。

2 ページから 5 ページが改正文、6 ページから 10 ページが新旧対照表となっております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

なお、説明にあたりましては、法令等の引用や条項等の削除による条文番号等の繰上げなど改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください承賜りますようお願い申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

左側が改正条文、右側が改正前の条文となります。

第18条につきましては、納税通知書等が納税者に届かなかった場合に行う公示送達について、現状の町掲示場に加え、インターネットを用いることを可能にする規定を追加するものでございます。

第18条の 3 につきましては、地方税法施行規則の定義が第18条にて規定されたことに伴うものです。

6 ページ下段の第34条の 2、7 ページの第36条の 2、8 ページの第36条の 3 の 2、8 ページ中段から 9 ページにかけての第36条の 3 の 3 については、所得税の基礎控除等の見直しに伴い、所得割の納税義務者が19歳以上23歳未満の特定親族を有する場合に、その特定親族の所得に応じて控除を行う特定親族特別控除を追加するものでございます。

9 ページ中段からの附則第16条の2の2につきましては、国のたばこ税の改正に伴い、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定を追加するものでございます。

3 ページにお戻りください。

本条例の改正についてですが、附則第1条により、令和8年1月1日施行となっておりますが、加熱式たばこに関する事項については、令和8年4月1日、公示送達に関する事項につきましては、令和5年法律第1号の地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となっております。附則第2条から第4条までは経過措置となっております。

以上で、説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第41号及び議案第42号の説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

それでは、議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

議案第41号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

保険医療機関における福祉医療費受給資格証の提示に係る取扱いの変更に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

このたびの改正内容でございますが、医療機関を受診する際に、受給資格証以外にマイナンバーカードの提示でも受診が可能になることについての改正になります。

13ページをお願いいたします。

こちらは新旧対照表となります。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、受給資格証の提示のほかに、マイナンバーカードをお持ちであれば受給資格証がなくても医療機関において受診することができるという改正になります。

ただし、医療機関においてもシステムの改修が必要となりますので、利用できる医療機関は限られることになります。

12ページにお戻りください。

中段、附則第1項のとおり、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第41号についての内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書14ページをご覧ください。

議案第42号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

このたびの改正内容でございますが、国民健康保険料の軽減措置の拡充と賦課限度額の見直しでございます。

まず、国民健康保険料の軽減措置の拡充についてでございますが、16ページをお願いいたします。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文で、第34条第1項第2号及び第3号に係る分となります。

内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に変更するとともに、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に変更するものでございます。

なお、国民健康保険料の算定につきましては、本町では今年度から賦課方式を3方式に変更し、所得割、均等割、平等割の合計により各世帯の保険料を決定しております。その保険料の算定において、均等割、平等割に対し、所得に応じて、7割・5割・2割の軽減をしており、今回の改正は、軽減措置のうち5割軽減と2割軽減に対する措置であります。

15ページの改正文にお戻りください。

中段、附則第1項ただし書きのとおり、公布の日から施行し、第2項のとおり本年度の保険料から適用するものでございます。

次に、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、16ページをお願いいたします。

こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

第22条、第22条の12、第34条第1項、17ページをお願いします。第34条第5項及び第6項、第34条の4第1項から18ページの第8項までの改正になりますが、内容につきましては、保険料のうち基礎賦課額に係る賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるものでございます。

なお、介護納付金賦課額に係る賦課限度額は17万円のまま変更なしでございます。

15ページの改正文にお戻りください。

賦課限度額の改正につきましては、本町のこれまでの改正経緯や周知期間を考慮いたしまして、施行年月日につきましては、附則第1項のとおり1年後の令和8年4月1日からの施行としております。

附則第3項におきましても、先ほどと同様に保険料における賦課限度額の経過措置につきましては、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については従前の例によるとしております。

以上で、議案第42号についての内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第43号の説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、議案第43号 紀北町木材乾燥機場条例の一部を改正する条例につきまして、ご

説明させていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第43号 紀北町木材乾燥機場条例の一部を改正する条例

紀北町木材乾燥機場条例（平成18年紀北町条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

利用料金の改定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

20ページは改正文でございます。

議案書の21ページをお願いいたします。

21ページは新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表にてご説明させていただきます。

右側が旧条例、左側が新条例でございます。

このたびの改正でございますが、紀北町木材乾燥機場は現在、海山木材協同組合を指定管理者に指定しているところでありますが、近年の電気料金や物価などが高騰する中、安定した施設の管理運営を確保するために、利用料金を改定する必要性が生じたためでございます。

改正内容でございますが、乾燥機場の利用料金を材積1 m³につき9,530円を1万3,000円に改正するものでございます。

なお、この金額には、消費税及び地方消費税相当額は含まれておりません。

議案書の20ページをお願いいたします。

施行期日につきましては、附則のとおり、この条例は令和7年7月1日から施行するものでございます。

議案第43号についての説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

入江康仁議長

次に、議案第44号の説明を求めます。

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

それでは、議案第44号について説明させていただきます。

議案書22ページをお願いいたします。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和7年6月3日提出

紀北町長 尾上壽一

23ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和7年3月31日

紀北町長 尾上壽一

地方税法等の一部を改正する法律が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、紀北町税条例の一部を改正する必要が生じたので、同日に紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

今回の改正は、軽自動車税種別割、税率区分への二輪車の追加、そのことに伴う減免申請書記載事項の規定の整備、3月議会にて改正を行いましたマイナ免許証運用に関する規定について、地方税法の規定に合わせた表記の修正、大規模改修等を行った特定マンションについて、固定資産税の新築住宅の軽減措置の申請に関する特例規定を新設するものなどがございます。

24ページ、25ページが改正文、26ページから28ページが新旧対照表となっております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

26ページをお願いいたします。

なお、説明にあたりましては、法令等の引用や条項等の削除による条文番号等の繰上げなど改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいと思います。

第82条、第89条につきましては、軽自動車税種別割の税率区分に、新たに二輪車を追加することに伴う規定の整備でございます。

26ページ下段から28ページ上段にかけての第90条につきましては、3月議会にて改正を行

いましたマイナ免許証運用に関する規定について、地方税法の条文に合わせるよう表記の修正を行ったものです。

28ページ上段の附則第10条の2につきましては、法令の改正に伴うずれでございます。

28ページ下段の第10条の3第14項につきましては、新築後20年を経過し、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に大規模改修を行った特定の要件を満たしている特定マンションについて、固定資産税の新築住宅の軽減に関する特例の規定を新設するものでございます。

25ページにお戻りください。

施行期日についてですが、附則第1条にて、令和7年4月1日となっております。附則第2条、第3条については、経過措置となっております。

以上で、説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第45号の説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

議案第45号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について（令和7年度分）につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

議案第45号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について（令和7年度分）

次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業（令和7年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 7,107万円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 一見勝之

令和7年6月3日提出

提案理由

矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の委託事業契約につきましては、令和7年度に係る国からの農山漁村地域整備交付金の配分等に基づく事業費に、町単事業分を加えた金額をもって三重県に事業委託いたしたく、委託事業契約を締結するにあたり、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

議案書30ページの資料1をお願いいたします。

資料1は、令和7年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

初めに、上の表は、三重県に委託する契約額の内訳でございます。

契約額につきましては、事業費は6,900万円、事務費は207万円、合計は7,107万円でございます。

続きまして、下の表は、三重県に委託する契約額から事務費を除いた事業費概要の内訳でございます。

令和7年度分につきましては、交付金事業と町単事業の2つの事業で実施いたします。交付金事業とありますものは、農山漁村地域整備交付金を活用して実施するものです。工事内容は、堤防工一式3,000万円と工損調査一式2,200万円でございます。

続きまして、町単事業とありますものは、合併特例事業債等を活用して実施するもので、水質調査一式500万円、護岸工一式400万円、工損調査一式800万円でございます。

三重県に委託する契約額から事務費を除いた事業費の計といたしましては、6,900万円でございます。

続きまして、施行期間であります。

施行期間につきましては、議会の議決の日から令和8年3月31日までを予定しております。

議案書31ページの資料2をお願いいたします。

資料2は、矢口漁港海岸保全施設整備事業の全体平面図でございます。令和6年度以前の施工分は黄色、令和7年度の施行分は赤色で表示しております。赤色で表示しております令

和7年度堤防工、L=27mとありますものは、交付金事業での施工部分でございまして、また赤色で表示しております令和7年度護岸工一式とありますものは、町単事業での施工部分でございます。

続きまして、議案書32ページの資料3をお願いいたします。

資料3は、交付金事業で施行いたします令和7年度堤防工の標準断面図でございまして、令和6年度以前の施行分は黄色、令和7年度の施行分は赤色で表示しております。

議案第45号についての説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第46号の説明を求めます。

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

それでは、議案第46号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第46号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）請負変更契約の締結について次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 （変更前）1億670万円
（変更後）9,610万400円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀1603番地1
ハマダ建設株式会社
代表取締役 濱田欣哉

令和7年6月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回の主な変更内容につきましては、工事の進捗過程におきまして、船津川の管理者であります三重県と、本年2月に工事の詳細について協議を行った結果、河川区域内及び保全区域内におきまして、渇水期である11月から翌年4月に予定しておりました樋管工の一部の施工が困難となりましたので、樋管工の延長を変更するものでございます。

それでは、工事内容を説明させていただきます。

議案書の34ページをお願いいたします。

資料1といたしまして、工事費、工事概要の主な工事内容、主な変更工事内容についての説明となっております。

まず、上段の表の工事費につきましては、請負金額は、変更前が1億670万円、変更後が9,610万400円で、1,059万9,600円の減額となります。

工事価格は、変更前が9,700万円、変更後が8,736万4,000円で、963万6,000円の減額となります。

消費税は、変更前が970万円、変更後が873万6,400円で、96万3,600円の減額となります。

次に、下段の表の工事概要でございますが、土木工事の主な変更工事内容につきましては、まず樋管の主な変更内容につきましては、河川区域内及び保全区域内における施工箇所、渇水期での施工が一部困難になったため、ボックスカルバートの延長をL=16mに変更し、当初に比べて13.5m減少しております。

仮設工につきましては、鋼矢板Ⅲ型L=7m、N=104枚に変更し、当初に比べて鋼矢板の枚数を56枚減らしております。

河川護岸復旧工の主な変更内容につきましては、重力式擁壁工につきましては、V=19.5m³に変更しております。

法枠コンクリート張護岸工につきましては、V=13.1m³に変更しております。

以上、土木工事内容における減少及び変更でございます。

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

資料2であります、汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）の設計概要の工事費と工事概要でございます。

設計金額による変更前と変更後の増減を表したものであり、土木工事及び機械設備工事の諸経費を含む工事価格で比較をしております。

続きまして、議案書の36ページをお願いいたします。

資料３の平面図でありますが、赤色及び緑色の斜線表示の部分が今回の変更施工箇所となっております。

緑色の斜線表示につきましては、河川区域及び保全区域となっており、出水期では工事を行うことができない区域で、今工期内での施工が困難となった箇所であり、後日、一般競争入札を実施し、本年11月から翌年の３月末の渇水期におきまして、令和６年度繰越予算にて施工する予定でございます。

黄色表示につきましては、前年度の施工箇所となります。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。

資料４の樋門一般図の縦断図となっております。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第47号の説明を求めます。

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

それでは、中学校生徒用端末購入契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案書38ページをお願いいたします。

議案第47号 中学校生徒用端末購入契約の締結について

次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

１ 契約の目的 中学校生徒用端末 280 台購入

２ 契約の方法 随意契約

３ 契約の金額 1,289万7,192円

４ 契約の相手方 三重県四日市市諏訪栄町１番12号

富士電機ＩＴソリューション株式会社三重支店

支店長 松井利彰

令和７年６月３日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

中学校生徒用端末の更新に伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

今回取得に当たっては、公立学校情報機器整備事業を活用し学習用端末を整備する計画であります。本事業による端末等の調達、端末調達に係る市町の事務負担の軽減や、スケールメリットによる端末・サービス等の調達・ランニングコストの低減、共同調達を通じた端末利活用等に係るノウハウの共有による業務改善などを目的とし、原則として共同調達によることとなっております。三重県教育委員会が事務局である三重県GIGAスクール構想推進協議会により共同調達を行い、選定された事業者と各市町が個別に契約を行うものでございます。

契約の方法につきましては、随意契約とし、その相手方については、同協議会による一般競争入札で選定したものでございます。

選定の経過につきましては、令和7年4月1日に公告があり、4社の参加があり、4月28日に審査・開札を行ったもので、その結果、三重県四日市市諏訪栄町1番12号、富士電機ITソリューション株式会社三重支店、支店長、松井利彰を買入れ先と決定したことの報告を受けましたので、消費税及び地方消費税を含み1,289万7,192円で買入れしようとするものでございます。今回の買入れにより、町内中学校の全学年分の生徒用端末の更新が完了することとなり、令和7年8月25日の納期でございます。

39ページをご覧ください。

資料につきましては、中学校生徒用端末購入に伴う購入費、概要、納入期限についての説明となっております。

まず、購入費に関しましては、契約金額が1,289万7,192円で、この契約金額は物品価格1,172万4,720円に10%の消費税117万2,472円を加えたものであります。

次に、購入備品の概要で主な仕様であります。購入数量等につきましては、台数280台、エイヌスクロームブックCZ11F1lip、端末使用につきましては、OSはグーグルクロームOS、コンバーチブル型、無線LAN対応、インカメラ及びアウトカメラ搭載（オートフォーカス付）、マイク・スピーカー内蔵、ディスプレイが11.6インチ、タッチパネル対応、耐久性能MIL規格準拠、バッテリー駆動時間が約10時間、重量約1.5kg以下であります。附属品につきましてはACアダプタ、保証は1年間無償保証、その他いたしましては、セキュリティ対策機能、納入期限は令和7年8月25日であります。

以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、議案第48号の説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,709万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6,357万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で歳入からご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は148万1,000円の増額で、配食サービス事業個人負担金は、配食数の増と個人負担金の増額に伴うものでございます。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は70万3,000円の増額で、障害者自立支援給付費負担金は、障害者介護・訓練等給付事業に係る障害者自立支援給付審査支払等システムが制度改正に伴い改修が必要となり、国庫負担金が交付されるものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は1,987万1,000円の増額で、物価高騰対応重点支援給付金事業は、令和6年度の定額減税に係る不足額給付分に対し補助されるものでございます。

第2目・民生費補助金は41万8,000円の減額で、子ども・子育て支援交付金100万円の減額

は、子ども家庭総合支援拠点運営事業に係る国庫補助金を補助基準の有利な県補助金に振り替えたことによる減額と、子ども・子育て支援事業費補助金58万2,000円の増額は、児童手当等支給事業に係るシステム改修費に対し補助されるものでございます。

7ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は1,302万1,000円の増額で、地域子ども・子育て支援事業補助金100万円の減額は、子ども家庭総合支援拠点運営事業に係る県補助金を補助基準の有利な県補助金に振り替えたことによる減額と、みえ子ども・子育て応援総合補助金1,402万1,000円は、障害者福祉一般事務事業に係る子ども総合相談システム導入費や児童発達支援施設整備事業に係る遊具設置などに対して交付されるものでございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金4,106万3,000円の増額は、当補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は7億3,565万9,000円となります。

第18目・ふるさと応援基金繰入金146万6,000円の減額は、みえ子ども・子育て応援総合補助金の交付決定に伴い減額するものでございます。

第20款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入は284万3,000円の増額で、消防団員退職報償金は、消防団員の退職見込数の増加に伴うものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第2款・総務費、第2項・徴税费、第2目・賦課徴収費は5,609万円を増額するものでありますが、物価高騰対応重点支援給付金事業（定額減税に係る不足額給付分）は、令和6年度に国が実施した経済対策の一つである定額減税補足給付金について、令和7年度にその不足額の給付を実施することとなり、それに伴い給付金や人件費、電算委託料などを計上する必要が生じたためでございます。

10ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第3目・身体障害者福祉費は1,140万7,000円を増額するものでありますが、障害者介護・訓練等給付事業140万7,000円の増額は、障害福祉サービス等の報酬改定により、報酬請求システムの改修が必要となり、電算事務委託料を増額するものでございます。

児童発達支援施設整備事業1,000万円の増額は、障害の有無にかかわらず遊ぶことができる遊具の設置や園庭整備に要する工事費を新たに計上するものでございます。

障害者福祉一般事務事業は、財源更正でございます。

11ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は200万7,000円を増額するものでありますが、配食サービス事業は、配食数の増加や物価高騰などの影響に伴い、事業委託料を増額するものでございます。

12ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は290万4,000円を増額するものでありますが、子ども・子育て支援事業は、子育て相談支援業務における外国語対応として、窓口対応用透明ディスプレイや翻訳機を購入する経費を新たに計上するものでございます。

子ども家庭総合支援拠点運営事業は、財源更正でございます。

第3目・児童措置費は58万2,000円を増額するものでありますが、児童手当等支給事業は、児童手当の制度改正に伴い、システム改修費を計上するものでございます。

第4目・母子福祉費は126万5,000円を増額するものでありますが、子ども医療費助成事業は、令和7年9月診療分から病院窓口無料の現物給付年齢を、ゼロ歳から6歳をゼロ歳から18歳年度末まで拡大することに伴い、福祉医療システムの改修が必要となり、電算事務委託料を計上するものでございます。

13ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに消防費、第2目・非常備消防費は284万3,000円を増額するものでありますが、消防団員活動事業は、消防団員退職見込数の増加に伴い、報償費を増額するものでございます。

14ページをご覧ください。

第9款・教育費、第2項・小学校費、第1目・学校管理費の小学校校舎等施設営繕事業は、財源更正でございます。

第2目・教育振興費の小学校教育活動振興助成事業も財源更正でございます。

15ページをご覧ください。

第4項、第1目ともに幼稚園費の幼稚園管理運営事業は、財源更正でございます。

次に、16ページの給与費明細書をご覧ください。

1の特別職につきましては、補正はございません。

17ページをご覧ください。

2の一般職につきましては、職員分から説明させていただきます。

18ページをご覧ください。

職員分につきましては、補正はございません。

次に、会計年度任用職員分でございますが、19ページをご覧ください。

報酬が36万3,000円、共済費6万2,000円の増額により、合計42万5,000円の増額となり、補正後の総額は7億2,984万2,000円となります。

増額の理由であります。物価高騰対応重点支援給付金事業を執行するにあたり、事務補助員1名を2か月間採用することによるものでございます。

戻りますが、17ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は42万5,000円を増額し、20億2,578万4,000円となります。

以上で議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、提案理由及び内容説明を終わります。

ここで、10時55分まで暫時休憩いたします。

（午前 10時 38分）

入江康仁議長

時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 55分）

入江康仁議長

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。

なお、委員会での審査は十分できますので、申し合せ事項にもありますとおり、自分が所属する委員会に付託される案件についての質疑は、委員会で行っていただきますよう議事運

営にご配慮をお願い申し上げます。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第 5

入江康仁議長

まず、日程第 5 議案第 40 号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11 番 近澤チヅル議員。

11 番 近澤チヅル議員

議案第 40 号の質疑をさせていただきます。

地方税法等の改正に伴いということですが、3 点お伺いします。

6 ページで公示送達について、納税通知書が届かない方に関して、今までは掲示板に掲示していたものをホームページにしてインターネットで見えるようにするというように変わったようですが、どのような目的で、このように変えられたのかお伺いします。

そして、2 点目、6 ページです。特定親族特別控除額が新しく新設されました。103 万円の壁とか大学生・大学院生がアルバイトした場合、大変とかいう話もありましたが、やはり私は学生は学生の身分で勉強できるような環境を整えるべきだとは思っておりますけれども、これについての詳しい説明をお願いいたします。

そして、もう 1 点、9 ページ。加熱式たばこ税も増税されますが、これについても詳しい説明をお願いいたします。今年、来年、再来年とか、3 年で上がるとかという話も聞いております。詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

それでは、近澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、公示送達についてですけれども、現状納税通知書等が本人がいないということで役

場のほうに戻ってきた場合、その後、調査等をして送達先、送り先が分からない場合は、現状、今、町の掲示板のほうに掲示しております。それで、7日を過ぎた場合に、本人に届いたということとして処理のほうを行っております。今回の改正で、その手段にインターネット等を用いてもよいということになりましたので、規定のほうを改正させていただきました。

次に、特定親族の関係でございますが、まず今回、所得税のほうと地方税法のほうと改正されまして、よく103万円の壁、123万円になったと言われていたことがございます。そちらのほうにつきましては、所得税のほうの改正になります。

今回、住民税にも影響する部分で、特定親族特別控除というものが創設されました。まず所得税の改正について、ちょっと簡単に説明させていただきます。

所得税になりますので、うちのほうの所管になってこないんですけれども、分かる範囲でお答えさせていただきます。

まず、所得税の計算に基礎控除というものがございます。こちら現状48万円でございます。それが今回10万円上がって58万円となりました。あと給与所得控除、給料のほうから控除する基礎のもとがあるんですけれども、そちらのほうは55万円から65万円に10万円引上げされました。そちら両方10万円ずつ引上げされましたので、103万円から123万円になっております。

それで、特定親族と言いまして、19歳から23歳未満、大学生ぐらいの年代になるんですけれども、そちらが働いておる場合とかには勤労学生控除というのがございまして、そちらが27万円あります。よくニュースで言われておったかと思うんですけれども、大学生等も扶養から抜けてしまうので働けないという話があったかと存じます。

そこで、基礎控除の改正、給与所得控除の改正で、現状大学生が150万円、収入150万円までは税金、所得税のほうがかからなくなっております。今回その特定親族特別控除というのは、150万円を超えた場合でも段階的に扶養主に控除がつくような制度でございます。そちらのほうは住民税のほうにも適用されます。大学生世代が働き控えを控えるというような趣旨で創設された制度でございます。

最後に、加熱式たばこの部分に関してなんですけれども、町たばこ税の課税につきましては、製造者等から小売業者等に売り渡された製造たばこに課税されております、本数単位で。そちらを製造者のほうから町のほうに申告があって、税額を決定しております。従来その本数、紙巻きたばこですね、今までの本数、1,000本単位で幾らというふうな税率が決まっ

ております。加熱式たばこについては、重量と価格を本数に換算しているんですけれども、その換算方法で加熱式たばこのほうが少し税負担が低いんじゃないのかということで、今回そこを紙巻きたばこに近づけるというような特例になっております。

結果、税負担が、算定の本数を少し上げるというような形になりますので、少し税負担のほうが出てくるのではないかなと思うんですけれども、令和8年4月1日以降に、事業者のほうからこちらに申告があった結果が出ないと、町のほうに入ってくる税額が上がっているかどうかというのは判断がつかないような状況です。

また、それぞれのたばこについての税のほうが上乘せになるのかというのは、事業者のほうの判断になるかと思しますので、ちょっとお答えできないかと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

11番 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

納税通知書のほうなんですけれども、どういう理由で国のほうはされたのかなということの答えがなかったかのように思います。再度お願いしたいのと、7日間掲示した後は、もう滞納とみなされるのかどうかですね。その日から滞納になるのか、掲示板撤去されたときからなのか、そこをお伺いします。

そして、特定親族特別控除については難しいなど。混乱しますけれども、働いている19歳以上23歳未満の方、親も子も有利な部分になったんだと判断します。でも、19歳、23歳で働いている方もおりますけれども、それについてはどうなのか。国のほうになってしまうのかもしれませんけれども、お尋ねします。

そして、加熱式たばこについても難しいお答えで、税収が増えるかどうかというのは、聞かなかったように思うんですけれども、全国的には加熱式たばこと普段吸っているたばこ税に差があったのを3年間で同率になるようにするとかいう話もございますが、そのところそれでいいのかどうか。それに対する情勢の改定だと思うんですが、再度そのように理解していいのかどうかお伺いします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

先ほど答弁漏れありまして申し訳ございませんでした。理由につきましては、インターネ

ット等、あと外国等に行かれている方も確認できるようにということの改正だと思っております。

滞納になるかというのは、それぞれの税目の納期が過ぎた場合に滞納になっていきます。7日過ぎたから滞納ということではございません。

次に、特定親族特別控除等につきましては、今回、国の税制改正、所得税法の改正等かなり複雑になっております。今回調べている中でも追加であったような部分も確認できました。分かりにくいかと思しますので、今後、町民の方が分かりやすいように何かしら手段を検討していきたいと思っております。

最後、たばこ税につきましては、国のほうの規定に合わせて、国のたばこ税等の規定に合わせて改正させていただきました。そういうことでご了承お願いいたします。

入江康仁議長

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

納税通知については期日を過ぎたらということで、紀北町において年間こういう方がどれぐらいおられるのか、減少状況にあるのかどうかお尋ねします。

そして、特定親族特別控除については、町民の皆さんに分かりやすく説明できるように、ぜひそのようにお願いしたいです。

そして、加熱式たばこについても、今回これから26年、27年、28年で国のほうは改定して高くするということを情報を得ておりますけれども、その増税の目的は防衛費の財源になるんだという話もお聞きしますが、そこら辺のところはどうかお伺いいたします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

滞納者のことについてですけれども、その町全体の滞納者ということでよろしいのでしょうか。この外国と公示送達等に関係してくるものということでよろしいでしょうか。

11番 近澤チヅル議員

はい。

直江憲樹税務課長

人数までは把握はできておりません。けれども、近年、外国からこちらへ働きに来られている方等もいるかと思います。そういう方が転出した場合等に、だんだん追跡していけない

ような状況が出てきておりますので、増えているかなと思います。

それと、あとたばこ税の使用目的についてですが、こちらのほうはもう賦課するだけでございますので、その使う理由までは把握できておりません。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 6

入江康仁議長

次に、日程第 6 議案第 41 号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 7

入江康仁議長

次に、日程第 7 議案第 42 号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

入江康仁議長

次に、日程第 8 議案第 43 号 紀北町木材乾燥機場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

6 番 東篤布議員。

6 番 東篤布議員

これ指定管理になっておって、燃料も上がったことなので、これは石単位なのか立米単位なのか、よく分からないのですが……。1 m³ですね。立米単価で上がるということですね。

1 m³9,530円が1万3,000円に上がる。指定管理なので、これ年間幾ら指定管理料払っておるか、ちょっと教えていただきたいです。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

紀北町木材乾燥機場につきましては、指定管理料は無料としております。

入江康仁議長

いいですか。

6 番 東篤布議員

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第 9 議案第44号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

26ページ、新たに国の税金の改正に伴うもので追加されたというお話がありました。82条のウですね。それで、今まで使われていたエに係る部分の、これリットルで書いてあるんですけれども、50ccからのものが125cc以下のものになるわけなんですけれども、以前のもも使えるのか。そして、このような新しいものが追加された理由についてお伺いいたします。

そして、28ページ、10条の3の14で、20年以上たったマンションの改築について、3年間の軽減措置ということでしたけれども、どのような規模を、大規模マンション、紀北町にはマンションないような気がするんですけれども、これ確かめだけです。適用するようなマンションはないと思いますが、お尋ねいたします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

ただいまの近澤議員の質問に説明させていただきます。

議案説明の際、少し説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。

今回追加される二輪とは、第82条第1項第1号ウの部分になります。二輪のもので総排気量が0.125 l、125 c c以下で、かつ最高出力が4 k W以下のもの、年額2,000円ということで、その背景には今年11月に施行されます新排出ガス規制によって、現行基準の50 c c以下の原付バイク、今普通に乘っている原付バイクのほうが生産販売ができなくなるということで、今回この新しい基準のものが同じ税率、税額で追加されました。

なお、こちらのほうにつきましては一般の原付バイクとなりますので、道路交通法等の規制につきましては、今の原付バイクと同様になります。二人乗り禁止や右折の場合の2段階右折等、あと免許につきましては原付免許か普通免許で、それ以外のものにつきましては自動二輪の免許等が必要になっているような制約のほうがついております。

ナンバーのほうは今の原付と同様、白色になりますので、そちらで判断することになるかと思えます。

次に、特定マンションについてですけれども、特定マンションとは新築後20年を経過したマンションの管理の適正化の推進に関する法律というものがございまして、そちらのほうに規定するマンションで、その法律の規定の助言、指導を受けた管理組合が令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に大規模改修を行ったものを特定マンションといいます。

特定マンションにつきましては、地方税法の第15条の9の3第1項で固定資産税を減額できると規定しているんですけれども、町税条例の第10条の3第13項で、工事完了から3か月以内に所有者、入っている方です。所有者が申請しなければならないという規定になっております。今回、追加した条項で、そのことについて管理組合の管理者から新築住宅の軽減の申請があれば、本人はしなくてもよいというような改正になっております。対象となるようなマンションにつきましては、当町のほうには今のところございません。

以上でございます。

入江康仁議長

11番 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

マンションのほうはよく分かりました。

二輪のほうですね。今の説明で、今年10月から排気ガスの規制が厳しくなるので、製造されない、生産されないというお答えでしたが、企業がその気候変動で厳しくなったガスの、それに沿ったものを製造できないというのは、企業の都合と判断してよろしいんですが、企業が頑張って、そのところつくらなくてはいけないのかなという思いもありますけれども、

企業の都合で生産されない。そのところだけ伺います、それが正しいのかどうか。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

先ほどは質問の中で1つ現行のものがどうなるのかと聞かれていたのをちょっと答弁忘れておりました。申し訳ございません。現行のものは、まだ動く限りそのまま使用のほうはできます。それと、排ガス規制によって今までのものをということなんですけれども、そこらはもう企業のほうの判断になるかと思えますけれども、その基準が厳しくなりますので、それに対する経費と、そちらのほうと判断して企業が判断するものと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですか。

11番 近澤チヅル議員

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第45号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について（令和7年度分）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

30ページ、お伺いします。

交付金事業と町単事業があるんですけれども、両方に工損調査というのがあります。その詳しい内容と、のりの業者の方も見えるので、水質調査一式って500万円入っておりますけれども、これについても、どういう経過でこのようになったのか、またその方法をお尋ねします。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

まず、工損調査なんですけれども、今回から工損調査という調査項目が発生しております。これにつきましては、堤防工が完成した後に工事前にも事前の工損調査、建物の調査をしておるんですけれども、堤防工が終了した後、工事による影響が建物などに発生しているのかわからないかを調査するものでございます。建物の事前調査の資料と対比をいたしまして、新たな損傷が発生していないか、以前の損傷が拡大していないかなどを確認する調査でございます。

この矢口漁港の工事につきましては、交付金事業と町単独事業分で分かれておりますので、交付金事業分では工損調査が8件、そして町単独事業分では8件の合計16件の工損調査をする予定をしております。

続きまして、水質調査なんですけれども、令和7年度の予算分の水質調査につきましては、この事業を施行している矢口漁港内におきましては3か所、そして少し離れた生態地区の海域におきまして1か所、合計4か所の海水を採取をいたしまして、水素イオン濃度、科学的酸素要求量、浮遊物質など7項目の水質調査を実施をいたします。

実施の回数なんですけれども、月に1回の実施を予定をしております、4か所で合計48回の水質調査を実施をいたします。

水質調査の経緯なんですけれども、工事箇所の前面でのりの養殖等、あおさのりの養殖等が盛んに行われておりますので、工事による影響が海域に出ないかを水質を採取して調査するものでありまして、これまで大きな影響というのは結果的には出ておりません。

以上となります。

入江康仁議長

11番 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

今の水質調査のほうから月1回するということで、毎月関係者の方には、その結果を報告、そのたびに報告される予定なのかどうか。詳しく区民の皆さんと共存して水産業のほうも守っていかなくてはいけないと思いますので、そういう予定なのかどうかお伺いします。

そして、工損調査については8か所、8か所ということでしたけれども、その調査をしてすぐの年になくても、経年することによって表れてくることがあると思うんですけれども、その工損調査の何年ぐらいまでを補償するのか、その結果、異常が出た場合ですね。そういうところ、もし分かっていたらお願いしたいと思います。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

まず、水質調査の結果の報告なんですけれども、毎月1回実施いたしますが、大きな悪い結果が出たときには、のり養殖の皆さん、それから地元自治会の皆様に報告というのをさせてもらわないと駄目かなと思いますけれども、悪い結果が出ていないと、全体的な結果が終わってからの報告になろうかと思います。

また、工損調査につきましては、何年ぐらい対象というよりも、この工事をする前に建物等の調査をしております。今回、令和7年度分の堤防工が完了した後に、改めてまた建物等の調査をいたしまして、工事による影響なのか、議員おっしゃる経年劣化も含めて工事による影響が出ての損傷を判断するための調査となります。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

11番 近澤チヅル議員

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第46号 汐ノ津呂排水機場整備工事（その2）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑される方ありませんか。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

第46号 汐ノ津呂の請負変更契約の締結についてですけれども、今回、減額補正されておると思いますけれども、ちょっと34ページあたりを見ますと、減額補正の理由が例えば矢板が160枚が104枚とか減っておるんですよ。これは積算のミスなんですか。どうして減ったんでしょうか。ありがたいと思うんですけれども。

入江康仁議長

家倉危機管理課長。

家倉義光危機管理課長

先ほどもご説明させていただいたんですが、この区域におきまして、河川区域内の工事が11月から翌年4月までしか工事ができなくて、そのボックスカルバートを設置する箇所の距離が減ったことによりまして、その仮設工事を行います矢板の数も減っておるところで、積算ミスではございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

3番 岡村哲雄議員

ありがとうございました。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第47号 中学校生徒用端末購入契約の締結についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

3点お聞きします。

1年間はメンテナンスは不要だということでした。それと、280名で大体4万6,000円ぐらいなのかな、端末機がね。ということと、その端末機は学校で保管するのということ。

もう1点は、富士通の子会社だと思うんですけども、その会社とこの端末機の耐用年数だとか、やっぱりICの関係ですから、変わっていったら端末機も変わってくるんじゃないかと。そういう交渉がなされたかどうかということをお伺いいたします。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

瀧本議員の質疑にお答えします。

まず、1年間保証、その後という話なんですけれども、その後は協議されておりました、その請負業者が限りなく市町と協力してメンテナンスをしてもらうようという話になっておりました、ただそのメンテナンスに関しては、保証は無保証になりまして、有償になります。

それから、280名で1台価格ですね、単価に関しましては1台割り戻しますと4万6,061円、税込みです。

パソコンの保管なんですけれども、保管に関しては各学校で保管してもらっております。

あとは富士通の子会社というこの契約業者とのそういった話なんですけれども、そちらのほうに関しましては、今回入札が県のほうで県のGIGAスクール構想、共同調達の協議会のほうで行っております。大変申し訳ないんですけれども、そちらのほうはちょっと私のほうは確認は取れていない状況でございます。

あとは耐用年数に関しましては、協議会のほうでも話をされていますけれども、4年から5年という部分で聞いております。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第48号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、質疑は一括で行います。質疑される方は必ずページ数を述べてから質疑するようにお願いいたします。

それでは、質疑される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

歳出のほうで19ページ、定額減税に係る部分なんですけれども、予想よりも多かったというのは分かるんですけれども、その補正額の財源内訳のところで、国の国庫支出金が1,987万1,000円、一般会計が3,621万9,000円で、これは後に国のほうから補填されるものだと思いますが、確認だけお伺いします。

入江康仁議長

ページ数もう1回。

11番 近澤チヅル議員

9ページ。

入江康仁議長

9ページ、19ページって……

11番 近澤チヅル議員

ごめんなさい、9ページ。間違えました。9ページです。

そして、もう一つ財政課の説明のところで、会計年度職員2か月だけ雇用というお話もありまして、ここが予算に関わる場所なのかなと思いますが、そうなのかどうかですね。この会計年度職員の費用が上がっておりますけれども、多分それに関わる、ここ2か月だけというのはどの課のことなのか説明がなかったので、そうかどうかだけお伺いします。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

近澤議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、会計年度職員2か月ということなんですけれども、そちらのほうはこの定額減税の不足額給付に係る会計年度職員のほうを予定しております。事務費等もありまして2か月という形になっております。

あと、財源内訳の件についてなんですけれども、昨年この定額減税調整給付金というのを行っております。そちらも同じような昨年の議会で質疑ございました。今回、概算で国の交付金のほうを算定しております。その不足額のほうを一般財源で補っておりますが、事業終了しましたら精算の段階で、また財源内訳の更正を行いたいと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

11番、近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

財源のほうはよく分かりました。2か月の会計年度職員さんを雇用するということなんですけれども、2か月だけ、そういう方を雇用するのは人材不足と言われている中でも困難になるのではないかなという思いもありますが、どのようにして採用する予定なのかお伺いし

ます。2か月限定というのですね。

入江康仁議長

直江税務課長。

直江憲樹税務課長

昨年していただいた方や、あと知り合い等を通じてやってもらえる方を探してお願いしたいと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですか。

ほかに質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第14～日程第16

入江康仁議長

次に、報告案件に入ります。

日程第14 報告第1号から日程第16 報告第3号の報告3件についての提案者から提案理由並びに報告第1号及び報告第2号の内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、報告3件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、3件の報告案件につきましてご説明をさせていただきます。

報告第1号 令和6年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。令和6年度紀北町一般会計当初予算及び補正予算（第4号）、（第6号）、（第7号）でお認めいただきました繰越明許費につきまして、総額3億3,560万6,926円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号 令和6年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてでございますが、令和6年度紀北町水道事業会計予算につきまして、7,500万円を令和7年度に繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告第3号 専決処分の報告についてでございますが、令和6年9月15日午前10時55分頃、職員が公用車で名古屋港防災センターへ視察研修に向かう途中の休憩施設におきまして、公用車が駐車場のガードパイプに接触し、損害を与えました。

本件につきましては、令和7年4月17日、損害賠償額を64万9,000円といたしまして和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、3件の報告につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、公用車の事故につきましては、再発防止のため、引き続き対策を徹底してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。申し訳ございませんでした。

入江康仁議長

続いて、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第1号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、報告第1号をご説明させていただきます。

議案書の40ページをご覧ください。

報告第1号 令和6年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和6年度紀北町一般会計予算第2条、令和6年度紀北町一般会計補正予算（第4号）第2条、令和6年度紀北町一般会計補正予算（第6号）第2条及び令和6年度紀北町一般会計

補正予算（第7号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

紀北町長 尾上壽一

41ページをご覧ください。

内容につきましては、令和6年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、令和6年3月議会定例会の一般会計予算、令和6年12月議会定例会の一般会計補正予算（第4号）、本年1月臨時議会の一般会計補正予算（第6号）、本年3月議会定例会の一般会計補正予算（第7号）におきまして繰越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度に繰越しした歳出予算の経費について、繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により、令和7年度に繰越しした事業は、第3款・民生費、第1項・社会福祉費では、物価高騰対応重点支援給付金事業1,756万4,685円でございます。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費では、中山間地域総合整備事業1,108万1,100円、一般土地改良事業300万円、農地防災事業5,483万3,100円、第2項・林業費では、町有林造成事業1,146万7,441円、第3項・水産業費では、海岸保全施設整備事業5,302万7,000円でございます。

第7款・土木費、第3項・河川費では、急傾斜地崩壊対策事業6,252万3,100円でございます。

第8款、第1項ともに消防費では、汐ノ津呂排水機場整備事業1億1,265万6,500円、河川海岸水防対策事業467万5,000円でございます。

第9款・教育費、第1項・教育総務費では、児童生徒スクールバス運行事業477万9,000円でございます。

以上、10事業を合計いたしますと、令和7年度への繰越額は3億3,560万6,926円となります。

その財源につきましては、未収入特定財源としまして、国・県支出金で3,448万4,000円、地方債で2億7,620万円、一般財源は2,492万2,926円でございます。

以上で、報告第1号 令和6年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、報告第2号についての内容説明を求めます。

宮原水道課長。

宮原優水道課長

それでは、報告第2号につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の42ページをご覧ください。

報告第2号 令和6年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

令和6年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、43ページをお願いします。

令和6年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書によりご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございまして、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費の事業を翌年度に繰り越すものであります。

三浦浄水場設備更新工事（電気計装設備工）につきましては、受注生産につき製作に時間を要するため、7,500万円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源内訳につきましては、企業債6,930万円、損益勘定留保資金等570万円です。

以上ご報告を申し上げ、報告第2号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

日程第14

入江康仁議長

まず、日程第14 報告第1号 令和6年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について
を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 報告第2号 令和6年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを
議題といたします。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

次に、日程第16 報告第3号については、地方自治法第180条の規定による議会の委任に
よる専決処分であることから、質疑は行わないとされていますが、ただいまの説明において、
内容等について不明確な点があれば、再度説明を求めるということで発言を許可したいと思
います。

発言される方ありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

また、バックしていて当たったということで、町長も申し訳ありませんというお話がありました。本当に、これからもそういうことのないように指導してまいりますというお話だったんですけれども、具体的にどう指導して、こういうことの事故が起こらないように、なかなか私ももう後期高齢者になって運転も大変ですけれども、そういうときは特に気をつけておりますし、金額でいっても64万9,000円ですね。税金で買った車を税金で使った保険で皆さんの大切なお金を利用しておられるんですから、全体の奉仕者として、やはり注意していただきたいという思いがあります。再度お尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどおわび申し上げたように、注意啓発して職員に徹底して事故等ないように指導してまいります。

入江康仁議長

11番 近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

それはお聞きして、具体的にどういう指導をされるのかなということを、いつもそうお答えいただいております。そのとおりだと思うんですけれども、でも、こういう事故が後を絶たないということで、心を痛めておられるというのはよく分かりますけれども、町民の皆さんがそれで納得されるのかどうか、ちょっと私も不安に思いますので、再度お尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

事故というのは、注意はもちろんしております。注意した上でも起きてしまうのが事故でございます。そういった意味では課長会等でしっかりとお話をさせていただいて、より注意しながら、そういう運転業務を行うようにということで指導させていただいております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で発言を打ち切ります。

それでは、3件の報告案件については聞きおくことといたします。

ここで委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩といたします。

(午前 11時 45分)

入江康仁議長

配付漏れはございませんか。ないですね。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 46分)

委員会付託

入江康仁議長

お諮りいたします。

本日議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については別紙委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査については、6月4日水曜日は総務産業常任委員会、6月5日木曜日は教育民生常任委員会で、いずれも午前9時30分からの開催となります。

なお、委員会の運営に当たっては、各常任委員長において取り計らいくださいますようよろしくお願い申し上げます。

入江康仁議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前 11時 48分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 9 月 19 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻